

11. 行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

Aプラン(宿泊を伴わない行事)	
区分	A1・Cプラン共通
あ行	アーチェリー、空カン拾い、アクアビクス、歩こう会、居合い(素振りのみ)、囲碁、石けり、いすとリゲーム、磯あそび、いちご狩り、いなごとり、稲刈り(コンバインを使用しないもの)、いも煮会、いも堀、慰問(人形劇、歌程度のもの)、慰霊祭、インディアカ、ウォークラリー、ウォータージャギー、牛の乳搾り、腕相撲、腕立てふせ、うなぎつかみ、馬飛び、馬のパレード、エアロビクスダンス、映画鑑賞、SL試乗会、枝払い(電動工具を使用しないもの)、演芸会、遠足、縁日、お祝会(挨拶、飲食程度のもの)、応援、お神楽、お菓子作り、お好み焼き会、おしるこ会、お茶会、踊り太鼓、鬼ごっこ、お花見、お囃子、お店屋さんごっこ、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、音楽鑑賞、温泉旅行(日帰り)
か行	カーリング、カーリンコン、カローリング、会議・会合、会食会、海水浴、害虫駆除(薬剤散布程度。ただし、高所作業は不可)、街頭ビラ配り、街頭募金、化学教室(観察する程度)、鏡開き、柿狩り、学芸会、影絵、貸しボート乗り、仮装行列、華道、鐘つき、紙芝居、紙すき教室、カラオケ、借物競争、カルタ、川原遊び(ゲーム、すいか割り、水遊び程度のもの)、観劇、観月会、乾布摩擦、学習会(読書程度のもの)、合唱、カンガクリケット、キックパレーボール、きのこ狩り、木の葉拾い、肝試し、キャスティング(屋内または広場で行うもの)、キャッチングザスティック、キャンプ(テントをたてない)、救急活動講演会(応急処置程度)、救急法(講習、人工呼吸、応急処置の仕方程度)、弓道、金魚すくい、キンボール、クイズ大会、草刈り(電動工具を使用しないもの)、クリケットゴルフ、クリスマス会、栗拾い、車椅子テニス、クワッケー、グラウンドゴルフ、グリーンボール、見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、美術館等)、健康診断、健康増進教室(体力テスト、血圧測定程度のもの)、けん玉、ゲートボール、ゴールボール、講演会、工芸、工作(子ども対象程度のもの)、講習会(スポーツの場合は実技を伴わないもの)、交通安全教室(講習程度のもの)、交通量調査(市民等が奉仕で行うもの)、校庭清掃、交流会(国際交流、華道、茶道等)、鼓笛隊、コンサート、昆虫採集、ゴムボート遊び(川下りを除く)、子ども食堂
さ行	サイクルモノレール、サウナ、魚のつかみ取り(川の浅瀬で行う場合)、魚の放流、さくらんぼ狩り、撮影会、サロン、山菜とり、サンバ、参拝、座禅、潮干狩り、式典、詩吟、獅子舞、史跡めぐり、自然観察(海岸、野原等)、七宝焼、下草刈り(電動工具を使用しないもの)、社交ダンス、写生会、シャッフルボード、射的、手芸、珠算、シュノーケリング(船を使用せず、陸から足のつく程度の場合)、将棋、植樹祭、書道、シクロナイズドスイミング、身体障害者技能競技会(和裁、洋裁、陶芸等)、森林浴、自転車整理、自転車乗り方教室、地引網、ジャズダンス、じゃんけんゲーム、柔軟体操、陣取りゲーム、水泳(遠泳を含む)、すいか割り、垂直飛び、スカッシュ、すごろく、スタンラリー、ストーンハンティング(小石拾い)、ストレッチ体操、砂遊び、巣箱作り、スプーンレース、スポーツカイト、スポーツ吹き矢、スポンジサッカー、スマイルボウリング、清掃(海岸、公園、河川等。ただし、落下の危険を伴う場合や電動機械を使用する場合は不可)、セパタクロー、創作ダンス、ソフトバレーボール、ソフトボール、スノーボード(プラスチック製の子どもそり遊び)
た行	太極拳、タイヤ乗り、体力テスト、田植え、宝さがし、炊き出し、竹馬遊び、竹細工、竹とんぼ、ターゲットバードゴルフ、タケノコ狩り、凧あげ(子供用)、ダーツ、卓球、七夕祭り(笹の飾りつけ、バザー程度のもの)、たまいれ、ダンスパーティー、ダンベル体操、チェックボール、茶つき、彫刻、ちょうちん行列、つなひき、釣教室(建物内で行うもの)、釣堀での釣り、テニス、テーブルマナー、点字、天体観測・地学・天文観測、ディスクゴルフ、陶芸、とうもろこし狩り、灯ろう流し、討論会、跳び箱、トランプ遊び、トリム体操、豚汁会、動物とのふれあい、土器づくり、どじょうつかみ、ドッジボール、トレッキング、どんどこ焼き
な行	梨狩り、なわとび、二人三脚、乳幼児教室、人形劇、人形作り、人間将棋、ネットボール(バレーボール形式)、粘土細工、農業体験、納涼大会、納涼パーティー
は行	パークゴルフ、パーティー、バードウォッチング、バーベキュー、ハイキング、俳句会、バウンドテニス、バケツレース、バザー、走り幅跳び、バスケットピンポン、バス旅行、パソコン教室、パターゴルフ、発掘調査、パットゴルフ、バドミントン、パドルテニス、パントトワリング、花火見物、花火大会(市販程度のもの)、羽根つき、パレエ、パレード(徒歩によるもの)、バレーボール、版画、ハンカチ落とし、飯ごうすいさん、バンブーダンス、ビーチバレーボール、ビーチフットボール、ビニールバレーボール、美容・健康美体操、表彰式、ビリヤード、ビンゴゲーム、風船わり、フォークダンス、ふくわらい、ブーメラン、フライングディスクゴルフ、プラスバンド、フラッシュボール、プラネタリウム見学、フラフープ、プラモデル、フリースロー、フリースピー、フルーツバスケット、ブレイクダンス、ペダルボート、ペタンク、ペナルティーキックゲーム、ベビーゴルフ、ペロタ、勉強会、棒踊り、盆踊り、ボウリング、歩行ラリー、ホースシューズ、ボートオリエンテーリング、ボート教室(手漕ぎボートを使用)、ボールカロッティ、ほたる狩り、ポッチャ、ホッピング、ボンパン
ま行	マーチングバンド、麻雀、マスゲーム、マタニティスクール、マット運動、まつたけ狩り、的あてゲーム、豆まき、丸太切り(手動)、丸太のり、マルチアクシス、マレットゴルフ、みかん狩り、水遊び、民謡、むかで競争、迷路、メンコ、模擬店、模型飛行機製作、木工教室、もちつき大会、モデルロケット、もみじ狩り
や行	やきいも会、薬剤散布、遊園地、雪遊び、雪かき(スコップ等で行うもので、屋根等の高所作業は除く)、ユニカール、ヨーヨーつり、ヨガ
ら行	ラインサッカー、落語鑑賞会、ラケットテニス、ラジオ体操、ラジオコン、リズム体操、リズムダンス、リハビリ体操、料理教室、りんご狩り、リングテニス、リンボーダンス、演劇、老人スポーツ大会(血圧測定、輪投げ、パン喰い競争等)、老人大学講座、ローンボウルス
わ行	綿菓子作り、輪投げ、わら細工、わら投げ、ワンバウンドバレーボール

Bプラン(宿泊を伴う行事)	
区分	行事の種類は問いません

Cプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事)	
区分	A1区分行事で、かつ建物内(施設内)で開催する行事、または屋外の場合は開催場所の境界がフェンス等で明確に区分できる会場(グラウンド等)で開催する行事。

Aプラン(宿泊を伴わない行事)			
	A2	A3	加入できない行事
あ行	アイススケート、アスレチック、アルティメット、一輪車、インラインスケート、ウィンドサーフィン、鶴飼体験、運動会、エアドーム・エアーマット、駅伝	合気道、アイスホッケー、アメリカンフットボール、居合道、ウェーブカッター、エイトボート、オリエンテーリング(自動車によるもの)	いかだ、違法看板撤去、岩のぼり、ウォータージャンプ、枝払い(電動工具を使用するもの)、大風揚げ
か行	カヌー教室(プールで行う)、川下り(観光用)、器械体操、起震車、キックベースボール、騎馬戦、キャンプ(日帰り)、キャンプファイヤー(日帰り)、競歩、組体操、車椅子ジョギング、車椅子バスケットボール、車椅子マラソン、クロスカントリー(スキーを使用しない場合)、剣道、交通安全自転車キャラバン隊、子ども祭(紙のみこしかつぎ)	カッターボート、カヌー教室(川等で行う)、カヌー競漕、カバディ、カヤック、空手、グロブ空手、キックボクシング、草競馬、草スキー、グルーザー遊覧(クルージング)、クロスカントリー(スキーを使用する場合)、車椅子サッカー、硬式野球、ゴーカート	化学実験、川下り(観光用以外)、間伐、木登り、キャニオニング、行事の準備または片付けのみ、クライミングボード、草刈り(電動工具を使用するもの)、建設機械観覧(工事現場見学・建設機械試乗を含む)、高所作業(2.5m以上)、護身術、警備
さ行	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練、サイクリング、サイクルオリエンテーリング、魚釣り(船上での釣り、船を使用して釣り場に行くと釣りは不可)、地震体験車搭乗、自転車遅乗り競争、自転車障害物競走、自動二輪安全運転講習会、自動二輪試乗会(教習所内で試乗するもの)、射撃、消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、乗馬、ジョギング、精霊流し、新体操、スーパースライダー、水球、スケート、スケートボード、ストリートバスケット、スポーツチャンバラ、すみ焼き、聖火リレー、雪上運動会(スキーを使用しない)、船上パーティー、スラックライン	サーフィン、サッカー、サロンフットボール、サンボ、少林寺拳法、自動車試乗会、自動車安全運転講習会、柔道、水上オートバイ、水上スキー、スキー、スタンドアップパドル(サップ)、スノーボード、スノーモービル、相撲、雪上運動会(スキーを使用するもの)、そり(スノーボードは除く)	消防団の訓練、サバイバルゲーム、下草刈り(電動工具を使用するもの)、植林、水上オートバイ運転、スキューバダイビング、スノーケル車搭乗、スノーパラセイル、狩猟(銃を使用するもの)、就労体験
た行	体育大会、体操(器械体操)、タイムマラソン、樽みこし、チアリーディング、着衣水泳、ツーリング、テニス、野球、電動カート試乗、トリアスロン、トランポリン、たき火	タッチフットボール、タグラグビー、タッチラグビー、玉せせり、たらい舟、ツーリング(自動車)、つぎじし、剣の舞、テコンドー、トリアスロン(スキーやボート等を含む場合)、ドラゴンボート	竹の切り出し、ツリーイング、ツリークライミング、ツリーハウス、出初式、鳥人間コンテスト、だんじり祭り、登山(アイゼン、ピッケルなどの登山用具を使用するもの)
な行	なぎなた、軟式野球、ネットボール(バスケットボール形式)、納涼船、納涼大会(船を使用する場合)	長靴ホッケー、日本拳法、人間ばんば競争	熱気球試乗(固定されている場合も含む)、野焼き
は行	ハッケーサック、ハンドベースボール、ハンドボール、馬術、バスケットボール、パレード(自動二輪、原付、自転車)、パワーリフティング、避難訓練・防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、水上運動会、ファイヤーストーム、フィールドアーチェリー、フィールドアスレチック、フェンシング、フットベースボール、ヘックボール、豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの)、棒倒し、ボディビル、ボートボール	裸祭り(けんか祭りは除く)、バッテリーカー、バナナボート、ファミリーラリー、ビーチサッカー、フットサル、ブルームボール、ペロン競漕、ホッケー、ボートレース、棒もて、ボクササイズ、ボクシング、ボディボード、ボルダリング(壁高5m未満)	廃品回収、バザー準備、パラグライダー、バンジージャンプ、ハンググライダー、フリークライミング、船釣り、防犯・防火パトロール、ポケットバイク、ボルダリング(壁高5m以上)、引越
ま行	祭り(もち投げ祭り)、マラソン、ミニバスケットボール	マリンロティオ、祭り(山車に参加するもの、神輿に参加するもの、祭曳船)、ミニサッカー、モーターボート遊覧	マウンテンバイク、祭り(だんじり祭り)
や行	野球(軟式・準硬式)、遊覧船、ユニホック、ヨット教室、山登り(登山用具を使用しないもの)	野球(硬式)	やぐらの組立・解体、山焼き、遊覧ヘリコプター、雪下ろし、ヨットレース、山登り(登山用具使用)
ら行	ライン下り(観光用)、ラケットベースボール、ランドヨット、陸上競技、ローラースケート、ロデオマシン	ラクロス、ラグビー、レガッタ、レスリング、ローラーホッケー	ラフティング、ロードレース
わ行	わかさぎ釣り(湖の氷上)		

※Aプランで異なる行事区分が混在する行事は、行事全体が保険料の高い区分の取扱いになります。(例：A1とA3が混在する行事⇒A3)

※準備・後片付けの日も、当該行事区分が適用されます。(例：A2行事のための準備・後片付け⇒A2行事での取扱い)

※上記行事の例に記載のない行事につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

※不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない行事は対象になりません。

例)パレードにおいて沿道で観覧する不特定の方を対象とするような場合

## 「ボランティア行事用保険」に関するQ&A

- Q-1 補償の開始日について  
 Q-2 2日間以上にわたる行事について  
 Q-3 参加者が起こした賠償事故について  
 Q-4 他の保険と重複加入者の補償について  
 Q-5 受講者人数が未確定の場合の加入について  
 Q-6 複数行事の加入について  
 Q-7 交流会での弁当による食中毒の補償について  
 Q-8 キャンプ参加者の熱射病の補償について  
 Q-9 日帰りと宿泊が混在する行事について  
 Q-10 行事の前後の準備や後片付けについて  
 Q-11 小刀、キリ等を使う行事の加入について  
 Q-12 防犯パトロールの加入について  
 Q-13 講習会で併設する託児所の加入について  
 Q-14 野外活動での賠償事故、ケガの補償について  
 Q-15 同一行事が別々の会場で行われる場合  
 Q-16 授業中の生徒対象の行事について  
 Q-17 講演会などの会場の入場定員での加入について  
 Q-18 施設外、施設内行事の加入について
- Q-19 行事日程、参加者数の変更手続きについて  
 Q-20 山・森林などで行う行事について  
 Q-21 自動車事故について  
 Q-22 船を使用する日帰り行事の行事区分について  
 Q-23 ボランティアの参加は必要か  
 Q-24 親睦目的の行事は加入できるか  
 Q-25 車で他の参加者を迎えに行った時の事故について  
 Q-26 日にちをまたぐ行事について  
 Q-27 買い物支援について  
 Q-28 略痰吸引等の研修について  
 Q-29 借りている会場や備品について  
 Q-30 「火」「水」「山」「祭り」に関する行事区分について  
 Q-31 営利企業の社員が行うボランティア行事について  
 Q-32 建物内で行う行事(バザー等)の不特定多数参加者の加入について  
 Q-33 大規模なイベントへ参加する場合について  
 Q-34 弁当や食材を配送する場合や配布する場合について  
 Q-35 新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜか

**Q1** ボランティア行事用保険の補償はいつ開始するのですか?

**A1** 加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。  
 加入手続きの完了とは、加入申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」(社協確認印押印済のもの)を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとなります。

**Q2** Aプラン(宿泊を伴わない行事)の1行事の考え方を教えてください。

**A2** 加入方法は、行事の参加者全員で加入してください。参加者とは、行事の主催者やボランティアを含む参加者の全員をいいます。また、1行事とは、通常1日が1行事(2日なら2行事)となりますが、特例として、同一主催者が行う同一行事の日程が連続して2日間以上にわたる場合は、これを1行事とします。  
**【例1】**9月1日、2日、3日と同じ行事を行い、各日7名が参加する場合  
 1行事の参加者人数は、7名×3日=21名で加入することができます。  
**【例2】**1日の参加者20名で2日連続の行事を開催し、参加者が2日とも同じ人であった場合  
 1行事の参加者人数は、20名×2日=40名で加入してください。

**Q3** 参加者が起こした賠償事故は補償の対象となりますか?

**A3** 参加者の実習を伴わない行事においては、参加者の損害賠償責任は補償の対象とはなりません。ただし、参加者の実習を伴う行事における「参加者の損害賠償責任」についてはAプラン、Bプランともに補償の対象となります。  
 (43ページの「12. 保険金をお支払いする主な場合(2)賠償責任の補償【例】」をご覧ください。)

**Q4** ボランティア行事用保険とボランティア活動保険に加入している参加者がケガをしました。両方の保険から保険金が支払われるのですか?

**A4** ケガをした参加者がボランティアとして行事に参加している場合、どちらの保険からも保険金が支払われます。

**Q5** 介護職員初任者研修会を催すためボランティア行事用保険に加入しようと思いますが、受講者の人数が確定していないときはどのように加入すればよいのですか?

**A5** 講習会の受講定員数で延べ人数を算出し、加入手続きを行ってください。  
 なお、加入手続き後、実際の受講者数と加入時の人数が異なる場合は、46ページの「4. 変更手続き」をご覧ください。変更手続きを行ってください。

**Q6** 同一主催者による複数の行事の開催予定があらかじめわかっている場合、1度の加入申込みで手続きできますか?

**A6** 1枚の加入依頼書で、4件まで加入申込みをすることができます。5件以上の場合は「別紙」をご利用ください。  
 加入手続き後、各々の行事の日程・参加者数に変更がある場合には、46ページの「4. 変更手続き」をご覧ください。変更手続きを行ってください。

**Q7** お年寄りの交流会で配付したお弁当で食中毒が発生しました。補償されますか?

**A7** ケガの補償：細菌性・自然毒・化学物質、ウイルス性による食中毒とも補償されます。  
 賠償責任の補償：主催者側が提供した弁当が原因で食中毒が発生し、主催者が損害賠償責任を負われた場合には補償されます。

**Q8** キャンプで参加者が熱射病になりました。補償の対象になりますか?

**A8** 行事中に熱中症(日射病・熱射病)にかかった場合は、Aプラン・Bプラン・Cプランともに補償の対象となります。

**Q9** 参加者の都合で、日帰りの人や1泊の人また2泊の人がいます。ボランティア行事用保険はどのように加入すればよいのでしょうか?

**A9** 参加者名や参加日程が確定している場合であれば、日帰りの人はAプラン、宿泊の人はBプランと、記入する行を変えて一度の手続きで加入ができます。Aプランの最低保険料は20名分です(Bプランは最低保険料はありません。)。また、宿泊日・日数の異なる参加者がいる場合は、宿泊日・日数ごとに行をかえて保険料計算をしてください。なお、Bプランは参加者名簿の提出が必要です。

**Q10** 日帰りの1日行事ですが、行事の前日にその準備と翌日に後片付けがあります。準備や後片付けの日も含めて加入できますか?また、行事と準備・後片付けを分けて加入できますか?

**A10** 準備と後片付けを含め加入できます。  
 1行事として行事の準備の日から後片付けの日までの参加人数の合計で加入してください。  
 ただし、行事の日を含めず準備の日や後片付けの日のみで加入することはできません。また、行事が「A2」となる場合は、準備と後片付けも全て「A2」が適用されます。

**Q11** 竹林ボランティアグループが、夏休みに地元の子どもたちを集めて、竹とんぼづくりなど竹細工の行事を開催します。小刀やキリなどの道具を使いますが、行事用保険の対象になりますか?その場合、行事区分は何でしょうか?

**A11** 対象となります。  
 また、適用行事区分は、「A1」です。なお、刃のついた電動工具や機械を使用する場合は加入できません。

**Q12** 自治会の自発的なボランティアグループで、花火大会のときに防犯パトロールを行います。「ボランティア行事用保険」の対象となりますか?

**A12** 対象となりません。  
 ボランティア行事用保険では、防犯パトロール以外にも防火パトロールや交通指導・補導員など対象とならない活動もありますのでご注意ください。

Q13 乳幼児を持つ母親向けに育児のための講演会を開催します。当日、ボランティアさんに来てもらって会場に託児所を併設しますが、託児についてボランティア行事用保険に加入はできますか？

A13 託児そのものが「行事」ではないので託児のみの加入はできません。行事全体での加入はできますので、講演会とセットで加入することになります。

Q14 野外行事で旅館、レストランなどで食事しているときの賠償事故や参加者のケガについての補償はどうなりますか？

A14 この場合の賠償事故は、過失の有無によって補償される場合とされない場合があります。行事主催者に管理責任があり、過失があったと判断される場合のみ補償されます。参加者のケガについては補償されます。

Q15 同一の行事が同一の日に別々の会場で実施される場合の加入依頼書への記入方法について教えてください。また、特定の会場だけ加入することはできますか？

A15 加入依頼書の行事欄に行事名称と開催場所を明記の上、すべての会場の合計人数を記入してください。また、すべての会場が1行事となるため、特定の会場だけを加入することはできません。

Q16 社協主催の行事に、学校の特別活動として小学生が参加する場合、ボランティア行事用保険に加入できますか？

A16 加入できます。主催者として社協の責任を問われる場合もありますので、万一の事故に備えておく必要があります。ただし、学校からの加入申込みの場合で、その行事が学校管理下(クラブ活動、課外指導中など)にあたるものは、対象となりません。

Q17 公民館を利用して講演会を行います。入場定員が決まっています。定員数でボランティア行事用保険に加入できますか？

A17 入場定員が決まっている施設(屋内・屋外を問いません。)であれば、その定員数でボランティア行事用保険に加入することができます。

Q18 施設内で行われる福祉まつりなど参加人数が把握できない行事の場合のCプランの加入条件について説明してください。

A18 参加人数が把握できない行事の場合はCプランでのご加入となりますが、①開催場所内外の区別が客観的に可能であること(フェンス等)②入口が特定されており、他からの入場ができないこと③入口において入場者が把握できることが加入の条件となります。

Q19 加入手続き後、行事日程や参加人数が変更となった場合どうすればよいですか？

A19 行事日程や参加人数に変更があった場合、加入を受付けた社会福祉協議会を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きを行います。具体的な手続きは46ページの「4. 変更手続き」をご参照ください。また、行事が中止になった場合、順延日が決まっていない場合は、翌営業日までに保険料の返れい手続きを行ってください。翌営業日までに手続きを行っていただけなかった場合、保険料を返れいできない場合がありますのでご注意ください。

Q20 山・森林などで行う行事の区分を教えてください。

A20 植林や電動工具を使用する枝払い、下草刈り、登山用具を使用するような危険な登山などは加入対象外となります。草花を植える程度のものやハイキング、森林浴などは「A1」での加入となります。

Q21 障害者のための日帰りバス旅行の帰り道、バスが追突事故を起こし、参加者数人がケガをするとともに、前を走行していた乗用車も破損しました。補償の対象になりますか？

A21 参加者のケガは帰途を含めて対象となりますが、追突事故による乗用車やバスの修理費用や相手方の乗用車の搭乗者のケガは対象となりません。(自動車に起因する賠償事故は自動車保険での対象となります。)

Q22 船を使用する日帰り行事に関する行事区分について、詳しく教えてください。

A22	<A1>	貸ボートのり、ゴムボート遊び(川下りを除く)、ペダルボート、ボート教室(手漕ぎ) など
	<A2>	プールで行うカヌー教室、船上パーティー、納涼船、ライン下り(観光用)、ヨット教室、遊覧船 など
	<A3>	カヌー競漕、川で行うカヌー教室、クルーザー遊覧、ウェーブカッター、エイトボート、水上オートバイ
	<加入できない行事>	いかだ下り、ライン下り(観光用以外)、ヨットレース、ラフティング、舟釣り(舟で釣り場に行くものを含みます。) など

Q23 社協主催で行事を開催するにあたり、ボランティアの方の参加はありませんが、ボランティア行事用保険に加入できますか？

A23 地域福祉活動の一環として行われる各種行事であれば、ボランティアの方の参加の有無にかかわらず加入することができます。

Q24 ボランティアグループでの懇親行事としてキャンプに行くことになりました。ボランティア行事用保険に加入できますか？

A24 加入できません。親睦(懇親)が目的であるレクリエーション行事は対象になりません。

Q25 行事参加者が自家用車で他の参加者を迎えに行き、一緒に会場に向かいました。その際自動車事故を起こしてしまいましたが、対象となりますか？

A25 ケガは補償の対象となります(通常の往復経路と認められる場合に限り)。ただし、自動車による対人対物などの損害賠償責任や自身の自動車の修理代などは対象となりません。(Cプランは往復途上のケガは対象となりません。)

Q26 夜10時から朝5時までの歩こう会を実施します。日にちはまたぎますが、宿泊は発生しません。この場合、宿泊を伴わないのでAプランに加入すればいいですか？

A26 Aプランで結構です。日にちをまたいでも、宿泊を伴わず24時間以内で行事が終了する場合はAプランへの加入となります。ただし、あらかじめ仮眠場所を用意しているなどの場合は、宿泊を伴う行事とみなしますので、Bプランへの加入となります。

Q27 買い物支援を行うイベントで、イベント参加者が買い物している間も補償対象となりますか？

A27 主催者側が買い物に随行していない場合は対象となりません。

Q28 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度に基づき、登録研修機関として研修を行います。その実地研修の際に研修参加者が行った口腔内のたんの吸引で賠償事故を発生させてしまった場合、補償されますか？

A28 研修主催者の損害賠償責任はもちろん、研修参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正および「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、登録研修機関がたんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)や経管栄養(胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養)の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、保険金をお支払いできないとしている医療行為(人や動物に対する診療、治療、看護など)に該当しないことを明確に定めました。また、もともと実習を伴う行事の場合は、行事主催者に加え、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償対象としていることから、研修主催者が負う損害賠償責任に加え、行事参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。

Q29 借りている会場や備品を破損させてしまいました。ボランティア行事用保険の対象になりますか？

A29 借りている会場自体：ボランティア行事用保険では補償対象になりません。借りている備品：ボランティア行事用保険で補償対象になります。

**Q30** Aプラン(宿泊を伴わない行事)において、特に「火」や「水」、「山」、「祭り」に関係する行事の区分を詳しく教えてください。

**A30** Aプラン(宿泊を伴わない行事)については以下のような区分になります。以下に記載がないものについては、福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

区分	A1	A2	A3	加入できない行事
「火」に関係する行事	いも煮会、お茶会、炊き出し、灯籠流し、豚汁会、どんど焼き、花火見物、花火大会(市販程度の花火)、バーベキュー、やきいも会、料理教室、飯ごうすいさん、模擬店 など	キャンプファイヤー、消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、聖火リレー など	—	消防団の訓練、防犯・防火パトロール、山焼き・野焼き など
「水」に関係する行事	磯遊び(浜辺で行う程度)、海水浴、貸ボート乗り、川原遊び(ゲーム、水遊び程度)、ゴムボート遊び(川下りを除く)、魚の放流、潮干狩り、シュノーケル、水泳・遠泳、釣教室(建物内で行うもの)、釣堀での釣り、灯籠流し、ボート教室(手漕ぎボートを使用)、水遊び、河川清掃 など	ウィンドサーフィン、鷺飼体験、カヌー教室(プールで行う場合)、魚釣り(船を使用するものを除く)、船上パーティー、納涼船、納涼大会(船を使用するもの)、豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの)、湖の氷上でのわかさぎ釣り、遊覧船、ヨット教室、ライン下り(観光客を対象にする程度)、着衣水泳(防災訓練を準用) など	カヌー教室(川で行う場合)、カヌー競漕、クルーザー遊覧、サーフィン、水上スキー、レガッタ、魚釣り(船を使用するもの) など	いかだ下り、川下り(観光用のライン下り以外)、ヨットレース など
「山」に関係する行事	山菜とり、森林浴、トレッキング、ハイキング、まつたけ狩り、みかん狩り、リンゴ狩り、草むしり(電動工具を使用しない場合)、植物採集 など	キャンプ、キャンプファイヤー、スーパースライダー、登山(登山用具を使用しないもの) など	ボルダリング(壁高5m未満)	岩のぼり、下草刈り・枝払い(電動工具を使用する場合)、植林、登山(登山用具使用)、フリークライミング、ボルダリング(壁高5m以上)、山焼き・野焼き、除草(電動工具を使用する場合) など
「祭り」に関係する行事	植樹祭(公園で行う程度のもの)、どんど焼き、納涼大会(船を使用しない場合)、盆踊り、もちつき大会 など	子ども祭(紙のみこしかつぎ)、もち投げ祭り など	山車や神輿に参加するもの など	盆踊りのやぐら等の組立・解体、大風揚げ、けんかみこし、だんじり祭 など

**Q31** 営利企業の社員が行うボランティア行事の取り扱いについて教えてください。

**A31** 営利企業(株式会社・有限会社等)の社員の勤務時間中に行われる行事や、勤務時間の前後に勤務時間と連続するかたちで行われる行事(企業が実施主体の行事)は、補償の対象外としていますが、企業活動と切り離された、企業内の有志の方々の自発的な活動によるボランティア行事は、補償の対象となります。  
企業内有志の方々の自発的な活動による行事の場合は、グループの代表を加入申込人としてください。(企業名での加入はできません。)

**Q32** 建物内でバザーを開催します。参加者が不特定多数のため、参加者はCプラン、主催者であるスタッフは名簿の備付が可能のため、A1プランで加入することはできますか?

**A32** できません。  
主催者・参加者、全員同じプランでご加入いただくこととなりますので、このケースの場合は全員Cプランでのご加入となります。

**Q33** 加入者が主催者ではない大規模なイベントに参加するため、加入者グループのみで保険に加入できますか?

**A33** 加入できません。当該制度は1イベント(行事)のすべての参加者を保険の対象に、主催者が加入しなければなりません。

**Q34** 弁当や食材を配送する場合や配布する場合は保険に加入できますか?

**A34** 弁当や食材を配送する場合は行事とはいえなため、ボランティア活動保険に加入してください。ただし、受け取った後に食中毒が発生した場合、受け取った後の管理状況が分からないため、賠償責任が問えない可能性があります。

**Q35** 新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜですか?

**A35** 特定感染症を補償する特約は、補償期間が1年以上の保険に限定されています。ボランティア行事用保険は短期間を補償する制度のため、特約をつけることができません。